

建築設備工事業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	16~17	業務命令があり、個人宅の換気扇取り付け工事のための枠木の加工作業をしていた。場所は会社の敷地内工場である。夕方、右手にのこぎり（刃渡り30cm）を持ち、左手で材料の角材を押さえて、真横から切断していたところ、のこぎりかはずれ、左手親指の付け根を直撃し、負傷し、3針縫う。角材の寸法は、縦4.5cm、横4.5cm、長さ90cmである。	38	1 ~ 9
2	10~11	現場（飲食店）にて、照明器具のネジ締めを行っている時、手が滑ってドライバーを手に刺した。	44	—
5	13~ 14	工場にて、集塵機ファンの羽根をモーターから外す時に大ハンマーを打ち損ない（空振り）、ハンマーを持っていた右手薬指をファンのフレームにぶつけた。	63	1 ~ 9
9	9~ 10	事業所内倉庫に於いて、現場から出た廃材の片付け作業中。カッターナイフを使用していたところ手元を誤り左手人差し指を負傷したものである。	60	1 ~ 9
12	13~14	工場内で年末の片付け中、スクラップ廃棄する配管の付属バルブを取り外していた時、ボルトが共回り状態になったので、ナット側にスパナを掛けて定盤につかえ固定をし、ボルト側にメガネスパナを掛けて緩めようと力を入れたとたんに固定していたナット側のスパナが外れ、スカをくらった勢いでメガネスパナを握っていた右手を定盤にぶつけてしまい、右手の指先をスパナと定盤で挟む状況となり負傷してしまった。	56	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html